

意見検討結果一覧表

（案名：「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」案について）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	いわゆる「ジビエ」食品についてどのようにするのか、基準の面で具体的に規定しないと、粗悪な熊肉、鹿肉加工の食品が出回りかねないので、その点について明確にすべきと考える。	野生鳥獣肉（いわゆる「ジビエ」食品）のとさつ、解体などを行う場合は、食肉処理業の許可を要します。国の参酌基準では、共通基準に加えて食肉処理業に関する基準が規定されていますので、御意見のとおり具体的な規定がされていると考えます。 なお、事業者は、施設基準を満たした施設において、衛生管理の基準を遵守して営業し、両方の基準を満たすことにより食品の安全性を確保していくこととされています。令和3年6月からは、衛生基準としてHACCPに沿った衛生管理が本格施行となりますので、これらの基準について遵守していただくこととなります。	C

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

- 3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。